



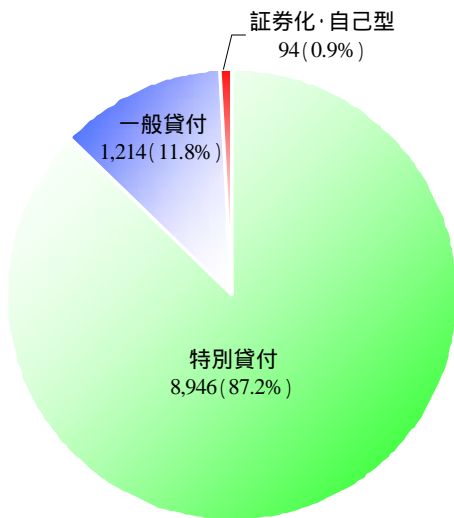
中小企業金融公庫の民業補完について

平成20年1月31日
中小企業庁

1. 政策性の高い特別貸付を実施

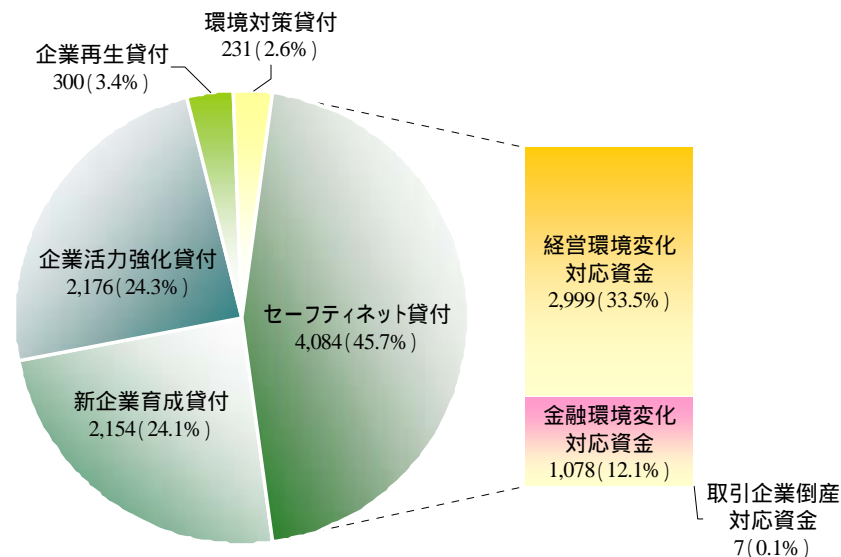
- ◆ 特別貸付は、新事業や事業再生といったリスクが高い分野や、地域経済活性化、景気対策など、民間金融機関が取り組みにくい分野に資金を供給し、円滑に政策誘導を行うために設けられたもの。
- ◆ 中小公庫は特別貸付に積極的に取り組み、全貸付に占める割合は約9割。
- ◆ 国の中小企業分野におけるセーフティネット機能も担う。

平成18年度特別貸付割合



(注)金額は億円。貸付契約ベース。

平成18年度特別貸付内訳



(注)金額は億円。貸付契約ベース。

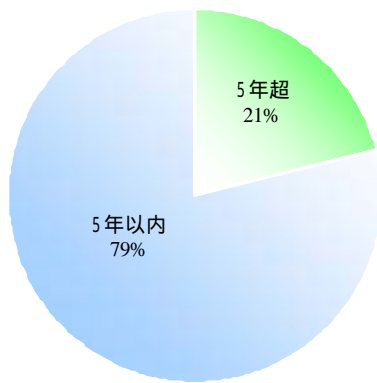
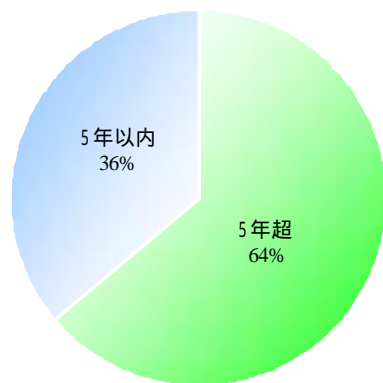
2. 長期資金の供給等により中小企業の経営安定化を支援

- ◆ 中小企業は自己資本が少なく、また、資本市場から直接に資金調達することが困難であるため、長期資金に対するニーズが強い。
- ◆ 中小公庫の融資の64%(金額ベース)が期間5年超(平均貸付期間約8年)。一方、民間金融機関の融資の大半が期間5年以下。
- ◆ 災害等の社会的・経済的環境の変化等、外的要因により業況が悪化している中小企業への金融面でのセーフティネット機能を担っている。

長期貸付の期間別比較(平成18年度)

中小公庫

民間金融機関



資料: 中小公庫「中小企業動向調査」

<セーフティネット機能の例>

昨今の原油価格高騰、建築確認・建築着工の減少の影響を受ける中小企業を対象とし、以下の措置を講じている。

1. 原油価格高騰

- H17.9.20 原油高の影響を受ける中小企業者を対象に、**特別相談窓口の設置、セーフティネット貸付の実施**
- H19.8.7 特別相談窓口での対応、セーフティネット貸付の対象を、**原材料高の影響を受ける中小企業者にも拡大**
- H19.11.27 個々の中小企業者の実情に応じ、**返済猶予等既往債務の条件変更に柔軟に対応**

2. 建築確認・建築着工の減少

- H19.10.9 影響を受ける建築関連(建築資材関連も含む)中小企業者を対象に、**特別相談窓口の設置、セーフティネット貸付の実施**、個々の中小企業者の実情に応じ、**返済猶予等既往債務の条件変更に柔軟に対応**

2. (参考) 政府系金融機関と民間金融機関のアンケート調査

- ◆ 政府系金融機関に求める機能としては、安定的な資金供給が最も高い。
- ◆ 中小企業向け貸出を減少させている民間金融機関数は、全体として減少傾向であるものの、なお、37.4%の金融機関が中小企業向け融資を減少させている。また、このところ再び当該金融機関数は増加している。(中小企業庁調べ・次頁)
- ◆ 「再生」や「創業」及び「無担保融資」を政府系金融機関に求める声が高い一方で、当該事項に関する民間金融機関の取り組みには消極的な評価が高い。

政府系金融機関に関するアンケート調査結果
H17.10.6 日本商工会議所

政府系金融機関の機能

1位「安定的な資金供給機能」(53.6%)

2位「経営革新」(36.8%)

3位「再生」(30.4%)、4位「創業」(21.8%)

今後取り組んで欲しい融資

1位「無担保融資」(58.0%)

2位「売掛債権担保融資や在庫担保融資などの資産をベースとした融資」(19.6%)

直接融資以外の機能

1位「コンサルティング、経営相談・支援」(38.3%)

2位「各種情報提供」(21.8%)

3位「産官学や他企業との連携支援」(19.4%)

4位「再生支援・経営改善計画策定支援」(18.8%)

中小・地域金融機関に対する利用者等の
評価に関するアンケート調査結果

H19.7.12 金融庁

民間金融機関に対する利用者の評価

	創業・新事業支援 機能等の強化	経営相談・ 支援機能の強化
積極的評価	39.5%	50.7%
消極的評価	38.3%	32.8%

	事業再生 への取り組み	担保・保証に過度に 依存しない融資等
積極的評価	24.3%	41.6%
消極的評価	40.7%	42.4%

中小企業向け融資を減少させている民間金融機関数の推移

	中小企業向け融資を減少させている民間金融機関数						調査対象機関数
	都市銀行	地方銀行	信用金庫	信用組合	その他第 二地銀等		
平成14年	437	7	51	233	95	51	678
平成15年 下半期	444	6	60	243	86	49	670
平成16年 上半期	425	6	58	221	90	50	656
平成16年 下半期	388	4	55	208	75	46	637
平成17年 上半期	375	5	50	205	77	38	629
平成17年 下半期	344	5	45	194	67	33	621
平成18年 上半期	326	5	40	172	73	36	615
平成18年 下半期	274	1	38	149	61	25	607
平成19年 上半期	252	2	31	150	47	22	599
平成19年 下半期	206	2	28	120	37	19	594
平成20年 上半期	222	1	25	128	48	20	594

3. 中小公庫の貸付金利水準

- ◆ 平成18年度より、主な調達金利である財政融資資金の借入金利をベースに設定する仕組みに見直し。
- ◆ その結果、平成18年度頃より、中小公庫の貸付金利は民間金融機関を上回る状態が続いている。

過去の金利体系

貸付期間 10年以内

「基準利率」 = 長期プライムレート

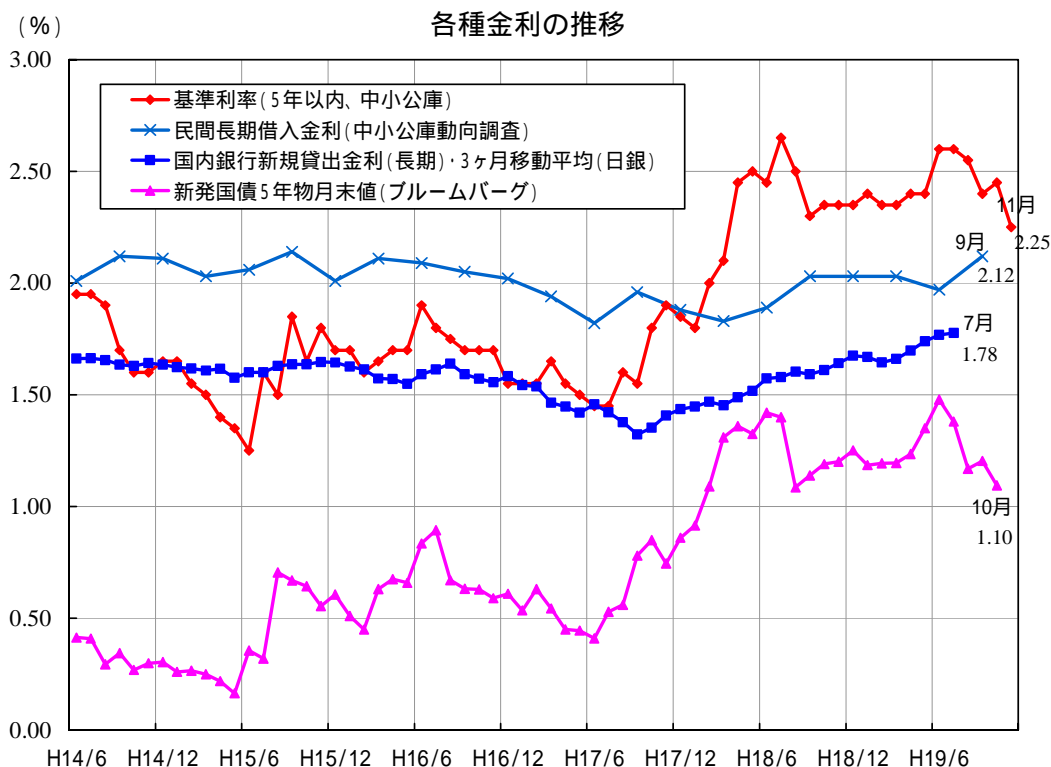
貸付期間 10年超

「基準利率」 = 長期プライムレート + 0.1 ~ 0.3%



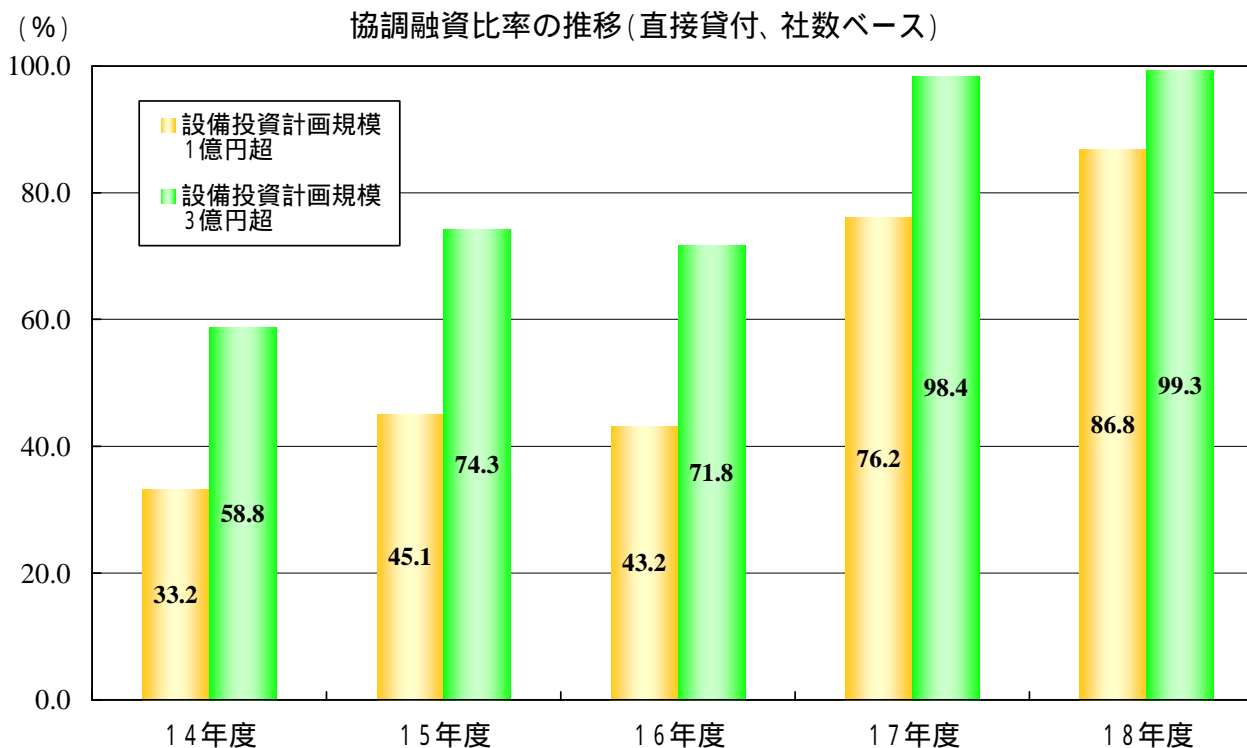
現行の金利体系 (平成18年度以降)

「基準利率」 = 財政融資資金借入利率
+ (事務コスト + 信用コスト)



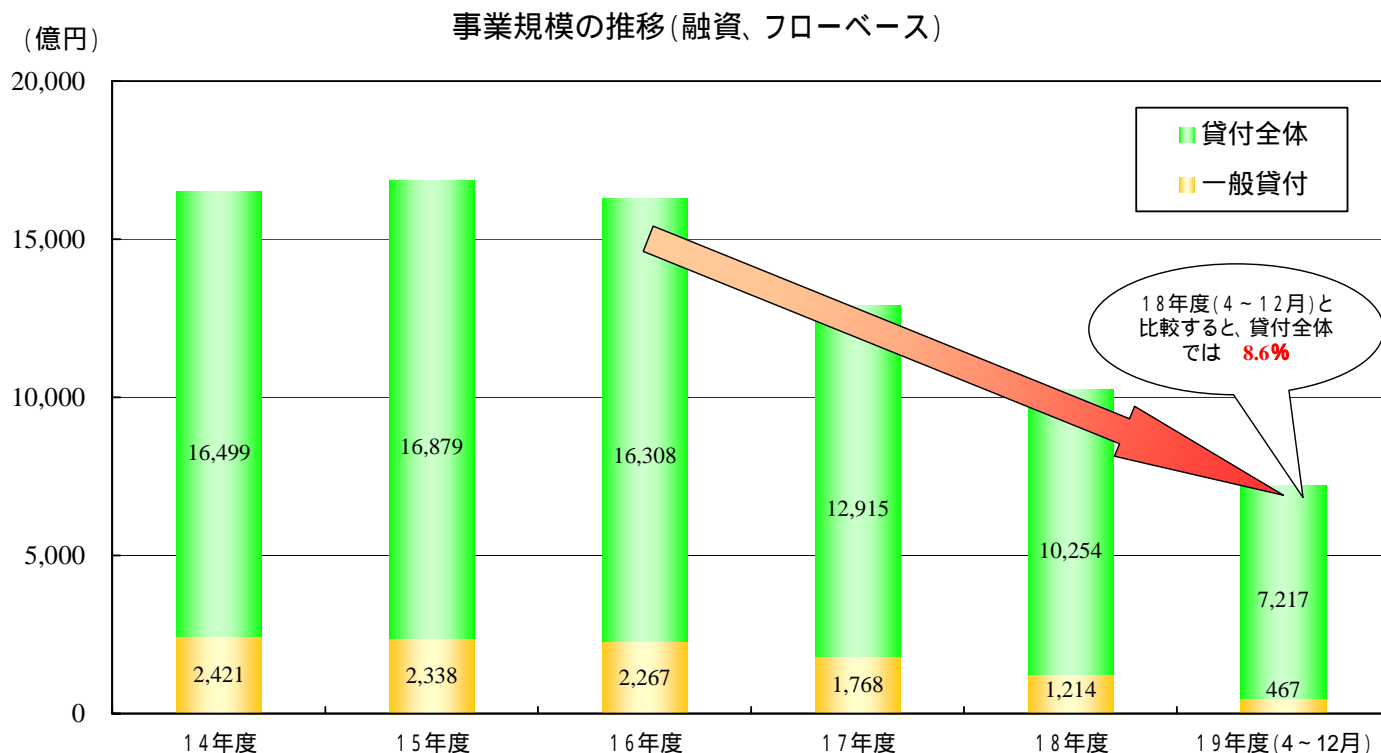
4. 民間金融機関との協調融資について

- ◆ 民業補完の徹底、地域金融機関との連携によるリレーションシップバンキング機能強化のため、平成17年度より業務運営方針に明示することで、協調融資の原則を徹底。
- ◆ 1億円超の設備投資の貸付に当たっては原則協調融資とする。
- ◆ 平成18年度の協調融資比率は99% (3億円超の設備投資の貸付)。



5. 事業規模の縮減

- ◆ 融資業務の事業規模は、中小企業の資需要に配慮しつつ、段階的に縮減。
(平成14年度から平成18年度にかけて 6,245億円(38%縮減)。19年度4月～12月末までの実績については、前年同月比で 679億円(8.6%縮減))
- ◆ 一般貸付については、本年9月末で廃止。



6. 政策金融改革について

- ◆ 民業補完の趣旨を十分踏まえ、政府部内・与党の議論を重ねた上で、株式会社日本政策金融公庫法を具体化。
- ◆ 本年10月からの新公庫発足に向け、国会の附帯決議等を踏まえながら適切に対応していく方針。

『政策金融改革の基本方針』
経済財政諮問会議 (H17.11.29)

『行政改革の重要方針』
閣議決定 (H17.12.24)

『行政改革推進法』
成立 (H18.5.26)

『政策金融改革に係る制度設計』
政策金融改革推進本部決定 (H18.6.27)

『株式会社日本政策金融公庫法』
成立 (H19.5.18)

株式会社日本政策金融公庫
発足 (H20.10.1)

< 中小企業金融公庫関係 >

一般貸付を廃止し、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われる特別貸付に限定

(衆)内閣委員会 附帯決議 H19.4.26

株式会社日本政策金融公庫(新公庫)の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずること。

中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々を経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度の創設及び拡充を図るなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。